平成２７年（再イ）第３号
福岡県大牟田市有明町２丁目２番地10　有明館303号
再生債務者　南治　啓一
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月10日まで
平成27年６月12日
福岡地方裁判所大牟田支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第２０２号
大阪市鶴見区放出東３丁目９番22号
再生債務者　尾持　義範
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年５月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第２２号
兵庫県三木市吉川町みなぎ台２丁目32番地の14
再生債務者　西山　由彦
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年６月11日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第１５４号
埼玉県新座市あたご２丁目５番35号
再生債務者　下野　　勝
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年６月12日
さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１号
栃木県栃木市大平町榎本779番地
再生債務者　村田　　實
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月９日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月23日から平成27年７月30日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（再ロ）第５号
横浜市神奈川区新子安１丁目27番17―505号
再生債務者　柳原　公子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月24日から平成27年７月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１０００２号
長崎県長崎市三原１丁目15番12号
再生債務者　浦野　伸司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年６月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年６月29日まで
平成27年６月12日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再ロ）第５号
相模原市中央区水郷田名２丁目14番５―401号
再生債務者　福井　泰明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年７月１日まで
平成27年６月10日
横浜地方裁判所相模原支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１００７１号
東京都江戸川区南葛西４―13―３―903
再生債務者　久保　康之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第２号
福島県南相馬市原町区三島町２丁目177番地の１　エスポアール104
再生債務者　渋佐　文則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月11日　福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（再ロ）第３号
新潟県長岡市永田２丁目６番19号　ビッグ・ハンドレット201号室
再生債務者　井上　孝二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月11日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２７年（再ロ）第２号
堺市東区大美野141番地12
再生債務者　今阪　優一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月10日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第１００７５号
東京都世田谷区等々力４―12―10―301
再生債務者　滝本　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月11日
東京地方裁判所民事第20部

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は、平成27年６月１日をもって解散の認可を受けましたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。
1．基金の名称　アズビル企業年金基金
2．事務所の所在地　東京都品川区東品川４丁目12番１号
3．実施事業所の名称及び所在地　アズビル株式会社　東京都千代田区丸の内２丁目７番３号、アズビルトレーディング株式会社　東京都豊島区北大塚１丁目14番３号
4．解散の理由　確定給付企業年金法第85条第１項による。
5．解散の認可年月日　平成27年６月１日
平成 27 年 6 月 22 日
東京都品川区東品川４丁目12番１号
アズビル企業年金基金

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第85条第１項により解散しましたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づいて、次のとおり公告します。
1．清算人氏名　藪本　隆文
2．住所　東京都千代田区丸の内２丁目７番３号
平成 27 年 6 月 22 日
東京都品川区東品川４丁目12番１号
アズビル企業年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年八月八日であり、両社の株主総会の承認決議は、平成二十七年六月十六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）清算株式会社です。
平成二十七年六月二十二日
神戸市垂水区星陵台六丁目二番二号
（甲）株式会社スプリングロード
代表取締役　徳宮　陽子
神戸市垂水区神田町九四番地
（乙）株式会社アメリカ屋
代表清算人　徳宮　良樹